

**令和3年第3回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和3年9月1日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	2	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	5
議案	3	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	7
議案	5	泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	6	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11



議案第2号補助資料 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委員の任命方法)</p> <p>第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>岬町長</u>が任命する。</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、<u>岬町長</u>は、速やかに、その旨を<u>阪南市長及び泉南市長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p>	<p>(委員の任命方法)</p> <p>第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>阪南市長</u>が任命する。</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、<u>阪南市長</u>は、速やかに、その旨を<u>泉南市長及び岬町長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p>
<p>(負担金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>阪南市及び泉南市</u>は、前項の規定による負担金を<u>岬町</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(負担金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>泉南市及び岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>阪南市</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(予算)</p> <p>第7条 認定審査会に関する<u>岬町</u>の予算は、特別会計とする。</p>	<p>(予算)</p> <p>第7条 認定審査会に関する<u>阪南市</u>の予算は、特別会計とする。</p>
<p>(決算報告)</p> <p>第8条 <u>岬町長</u>は、認定審査会に関する決算を<u>岬町議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>阪南市長及び泉南市長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(決算報告)</p> <p>第8条 <u>阪南市長</u>は、認定審査会に関する決算を<u>阪南市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>泉南市長及び岬町長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>(事務に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第9条 認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>岬町</u>の例による。</p>	<p>(事務に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第9条 認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>阪南市</u>の例による。</p>
<p>(委員に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第10条 <u>岬町</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>阪南市及び泉南市</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>岬町</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>阪南市長及び泉南市長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p>	<p>(委員に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第10条 <u>阪南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>泉南市及び岬町</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>阪南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>泉南市長及び岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>い。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 認定審査会の庶務は、<u>岬町</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、<u>岬町</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 泉南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(平成25年泉南市告示第19号)</u>の施行の際現に効力を有する<u>第9条の規定による阪南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 認定審査会の庶務は、<u>阪南市</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、<u>阪南市</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 泉南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(令和3年泉南市告示第 号)</u>の施行の際現に効力を有する<u>阪南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 阪南市職員服務規程(平成12年阪南市規程第4号)</u></p> <p>4・5 (略)</p>

議案第3号補助資料 阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(執務場所) 第3条 審査会の執務場所は、<u>大阪府阪南市黒田263番の1 阪南市立保健センター</u>内とする。</p>	<p>(執務場所) 第3条 審査会の執務場所は、<u>大阪府阪南市尾崎町35番地の1 阪南市役所内</u>とする。</p>
<p>(委員の任命方法) 第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>岬町長</u>が任命する。 2 委員に欠員を生じたときは、<u>岬町長</u>は、速やかに、その旨を<u>阪南市長及び泉南市長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p>	<p>(委員の任命方法) 第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>阪南市長</u>が任命する。 2 委員に欠員を生じたときは、<u>阪南市長</u>は、速やかに、その旨を<u>泉南市長及び岬町長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p>
<p>(負担金) 第6条 (略) 2 <u>阪南市及び泉南市</u>は、前項の規定による負担金を<u>岬町</u>に交付しなければならない。 3 (略)</p>	<p>(負担金) 第6条 (略) 2 <u>泉南市及び岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>阪南市</u>に交付しなければならない。 3 (略)</p>
<p>(予算) 第7条 審査会に関する<u>岬町</u>の予算は、一般会計とする。</p>	<p>(予算) 第7条 審査会に関する<u>阪南市</u>の予算は、一般会計とする。</p>
<p>(決算報告) 第8条 <u>岬町長</u>は、審査会に関する決算を<u>岬町議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>阪南市長及び泉南市長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(決算報告) 第8条 <u>阪南市長</u>は、審査会に関する決算を<u>阪南市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>泉南市長及び岬町長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>(事務に関する条例、規則その他の規程) 第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>岬町</u>の例による。</p>	<p>(事務に関する条例、規則その他の規程) 第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>阪南市</u>の例による。</p>
<p>(委員に関する条例、規則その他の規程) 第10条 <u>岬町</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、</p>	<p>(委員に関する条例、規則その他の規程) 第10条 <u>阪南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条</p>

改正前	改正後
<p>規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>阪南市</u>及び<u>泉南市</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>岬町</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>阪南市長</u>及び<u>泉南市長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 審査会の庶務は、<u>岬町</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、<u>岬町</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 泉南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(平成25年泉南市告示第20号)</u>の施行の際、現に効力を有する<u>第9条の規定による阪南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>阪南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 審査会の庶務は、<u>阪南市</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、<u>阪南市</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 泉南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(令和3年泉南市告示第 号)</u>の施行の際、現に効力を有する<u>阪南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>阪南市職員服務規程(平成12年阪南市規程第4号)</u></p> <p>3・4 (略)</p>

議案第5号補助資料 泉南市個人情報保護条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第19条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第19条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>



議案第6号補助資料 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前			改正後		
(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。			(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。		
	手数料を徴収する事項	単位及び金額		手数料を徴収する事項	単位及び金額
(略)			(略)		
9	印鑑登録証明書の交付	1件につき300円	9	印鑑登録証明書の交付	1件につき300円(多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円)
(略)			(略)		
19	住民票の写しの交付	1件につき300円	(略)		
(略)			(略)		
23	埋葬又は火葬に関する証明書の交付	1件につき400円	19	住民票の写しの交付	1件につき300円(多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円)
24	個人番号カードの再交付	1件につき800円	(略)		
25	優良宅地造成の認定の申請に対する審査	認定申請面積が1,000平方メートル未満のときは100,000円、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のときは150,000円、3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のときは230,000円、6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは310,000円、10,000	23	埋葬又は火葬に関する証明書の交付	1件につき400円
(略)			24	優良宅地造成の認定の申請に対する審査	認定申請面積が1,000平方メートル未満のときは100,000円、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のときは150,000円、3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のときは

改正前		改正後	
<u>26</u> ～ <u>49</u>	(略)		
<p>(手数料の計算方法等)</p> <p>第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条の表<u>27</u>の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。</p> <p>(4) 前条の表<u>27</u>の項で政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。</p> <p>(5) 前条の表<u>37</u>の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が</p>			
<u>25</u> ～ <u>48</u>	(略)		
<p>(手数料の計算方法等)</p> <p>第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条の表<u>26</u>の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。</p> <p>(4) 前条の表<u>26</u>の項で政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。</p> <p>(5) 前条の表<u>36</u>の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が</p>			

平方メートル以上30,000平方メートル未満のときは460,000円、30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のときは600,000円、60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のときは780,000円、100,000平方メートル以上のときは1,000,000円

は230,000円、6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは310,000円、10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のときは460,000円、30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のときは600,000円、60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のときは780,000円、100,000平方メートル以上のときは1,000,000円

25  
～  
48

(手数料の計算方法等)

第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 前条の表26の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。

(4) 前条の表26の項で政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。

(5) 前条の表36の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が

改正前	改正後
<p>2件以上となるときは、1件を加えるごとに800円を加算した額とする。</p> <p>(6) 前条の表38の項の閲覧については、公簿にあつては1冊を、公文書にあつては1文書を、図面にあつては1枚を1件とする。</p> <p>(7) 前条の表39及び40の項の謄本若しくは抄本の交付又は証明については、土地に係るものにあつては1筆を、建物に係るものにあつては1家屋番号を、その他にあつては1枚若しくは1通又は1証明を1件とする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>2件以上となるときは、1件を加えるごとに800円を加算した額とする。</p> <p>(6) 前条の表37の項の閲覧については、公簿にあつては1冊を、公文書にあつては1文書を、図面にあつては1枚を1件とする。</p> <p>(7) 前条の表38及び39の項の謄本若しくは抄本の交付又は証明については、土地に係るものにあつては1筆を、建物に係るものにあつては1家屋番号を、その他にあつては1枚若しくは1通又は1証明を1件とする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

